



京都地方税機構選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年12月8日

京都地方税機構選挙管理委員会
委員長 田中 英世



- 1 京都地方税機構条例の制定又は改廃及び京都地方税機構の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数 42,034人
- 2 京都地方税機構議会の解散、京都地方税機構の広域連合長、副広域連合長、選挙管理委員及び監査委員の解職並びに京都地方税機構規約変更要請の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 416,945人
- 3 京都地方税機構議会の議員の解職の請求に要する各選挙区の実地選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

京都府	416,945人	長岡京市	21,581人	宇治田原町	2,639人
福知山市	21,845人	八幡市	20,124人	笠置町	516人
舞鶴市	24,126人	京田辺市	16,579人	和東町	1,385人
綾部市	10,208人	京丹後市	16,662人	精華町	9,320人
宇治市	51,379人	南丹市	9,521人	南山城村	951人
宮津市	5,817人	木津川市	18,280人	京丹波町	4,644人
亀岡市	24,988人	大山崎町	4,203人	伊根町	745人
城陽市	22,226人	久御山町	4,446人	与謝野町	6,596人
向日市	14,790人	井手町	2,274人		